

貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等  
(平成二十七年七月十日経済産業省・国土交通省第一号)

1 判断の基準

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第15条第8号に規定する貨物自動車(以下「貨物自動車」という。)であって、揮発油を燃料とする車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「ガソリン貨物自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)第1条の表第1号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下「燃費算定告示」という。)第1条第1号に掲げる方法により算定したもの(以下「10・15モード燃費値」という。)をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、同条第2号に掲げる方法により算定したもの(以下「JC08モード燃費値」という。)を別添1の換算式により変換したものをいう。)をいう。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

自動車の種別	区 分			基準エネルギー消費効率	
	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
1 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条の軽自動車であつて貨物の運送の用に供するもの	手動式	703キログラム未満	構造A	20.2	
			構造B	17.0	
		703キログラム以上 828キログラム未満	構造A	18.0	
			構造B	16.7	
	手動式以外のもの	703キログラム未満	構造A	18.9	
			構造B	16.2	
		703キログラム以上 828キログラム未満	構造A	16.5	
			構造B	15.5	
828キログラム以上			15.5		
			14.9		
	2 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7トン以下のものに限る。)であつて貨物の運送の用に供するもの	手動式	1,016キログラム未満		17.8
			1,016キログラム以上		15.7
手動式以外のもの	1,016キログラム未満		14.9		
	1,016キログラム以上		13.8		
3 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。)であつて貨物の運送の用に供するもの	手動式	1,266キログラム未満	構造A	14.5	
			構造B	12.3	
		1,266キログラム以上 1,516キログラム未満		10.7	
			1,516キログラム以上		9.3
	手動式以外のもの	1,266キログラム未満	構造A	12.5	
			構造B	11.2	

に供するもの	1,266キログラム以上	10.3
--------	--------------	------

- 備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。
- 2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
- イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
  - ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
  - ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- (2) ガソリン貨物自動車又は貨物自動車であって軽油を燃料とする車両総重量3.5トン以下のもの（以下「ディーゼル貨物自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成33年4月1日に始まり平成34年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、燃費算定告示第1条第3号に掲げる方法により算定したもの（以下「WLTCモード燃費値」という。））に限る。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が軽油のみのものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(1)において「ガソリン貨物自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

自動車の種別	燃料の種類	区 分			基準エネルギー消費効率	
		変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
1 道路運送車両法施行規則第2条の軽自動車であつて貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	手動式	741キログラム未満	構造A	23.2	
			741キログラム以上		20.3	
			手動式以外のもの		741キログラム未満	20.9
					741キログラム以上856キログラム未満	19.6
					856キログラム以上	18.9
			手動式		741キログラム未満	構造B
		741キログラム以上856キログラム未満		18.0		
		856キログラム以上971キログラム未満		17.2		
		971キログラム以上		16.4		
		手動式以外のもの	741キログラム未満		16.4	
			741キログラム		16.0	

			以上856キログラム未満		
			856キログラム以上971キログラム未満		15.4
			971キログラム以上		14.7
2 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	手動式	1,081キログラム未満		18.5
			1,081キログラム以上		17.1
		手動式以外のもの	1,081キログラム未満		17.4
			1,081キログラム以上		15.8
			1,196キログラム未満		14.7
		1,196キログラム以上		14.7	
3 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油	手動式		構造A	14.2
			手動式以外のもの		1,311キログラム未満
			1,311キログラム以上	12.7	
		手動式	構造B 1	1,311キログラム未満	11.9
				1,311キログラム以上	10.6
				1,421キログラム未満	10.3
				1,421キログラム以上	10.0
				1,531キログラム未満	10.0
				1,531キログラム以上	9.8
				1,651キログラム未満	9.8
				1,651キログラム以上	9.7
手動式以外のもの	1,311キログラム未満	10.9			
	1,311キログラム以上	9.8			

	1,421キログラム未満		
	1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		9.6
	1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		9.4
	1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.1
	1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		8.8
	1,871キログラム以上		8.5
手動式	1,311キログラム未満	構造B 2	11.2
	1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		10.2
	1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		9.9
	1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		9.7
	1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.3
	1,761キログラム以上		8.9
	手動式以外のもの		
1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		9.7	
1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		8.9	

		1,531キログラム以上1,651キログラム未満		8.6
		1,651キログラム以上		7.9
軽油	手動式	1,421キログラム未満	構造A又は構造B 1	14.5
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満		14.1
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満		13.8
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満		13.6
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満		13.3
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満		12.8
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満		12.3
		2,101キログラム以上		11.7
	手動式以外のもの	1,421キログラム未満	13.1	
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満	12.8	
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満	11.5	
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満	11.3	
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満	11.0	
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満	10.8	
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満	10.3	
		2,101キログラム以上	9.4	

		ム以上		
	手動式	1,421キログラム未満	構造 B 2	14.3
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満		12.9
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満		12.6
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満		12.4
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満		12.0
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満		11.3
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満		11.2
		2,101キログラム以上		11.1
	手動式以外のもの	1,421キログラム未満		12.5
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満		11.8
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満		10.9
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満		10.6
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満		9.7
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満		9.5
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満		9.0
		2,101キログラム以上	8.8	

備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

- イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- 4 「構造B 1」とは、構造Bのうち備考2ロに掲げる要件に該当する構造をいう。
- 5 「構造B 2」とは、構造Bのうち構造B 1以外の構造をいう。

(3) 貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの（けん引自動車（道路運送車両の保安基準第1条第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）を除く。以下「トラック等」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するトラック等のエネルギー消費効率（省令第1条の表第2号に規定する数値（以下「重量車モード燃費値」という。）をいう。以下(4)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(2)において「トラック等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が1.5トン以下のものに限る。）	10.83
2 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が1.5トン超2トン以下のものに限る。）	10.35
3 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が2トン超3トン以下のものに限る。）	9.51
4 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が3トン超のものに限る。）	8.12
5 車両総重量が7.5トン超8トン以下のトラック等	7.24
6 車両総重量が8トン超10トン以下のトラック等	6.52
7 車両総重量が10トン超12トン以下のトラック等	6.00
8 車両総重量が12トン超14トン以下のトラック等	5.69
9 車両総重量が14トン超16トン以下のトラック等	4.97
10 車両総重量が16トン超20トン以下のトラック等	4.15
11 車両総重量が20トン超のトラック等	4.04

(4) 貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するトラクタのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(2)において「トラクタ平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が20トン以下のトラクタ	3.09
2 車両総重量が20トン超のトラクタ	2.01

(5) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成34年4月1日に始まり平成35年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（J C 08モード燃費値（J C 08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはW L T Cモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で

除した値。)を出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(3)において「企業別平均燃費値」という。)が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。)を下回らないようにすること。

区 分				基準エネルギー消費効率
燃料の種類	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
揮発油又は軽油		741キログラム未満	構造A	28.1
		741キログラム以上 856キログラム未満		25.0
		856キログラム以上 971キログラム未満		22.7
		971キログラム以上 1,081キログラム未満		20.8
		1,081キログラム以上 1,196キログラム未満		18.5
		1,196キログラム以上		16.9
		揮発油又は軽油		手動式
741キログラム以上 856キログラム未満	20.4			
856キログラム以上 971キログラム未満	19.9			
971キログラム以上 1,081キログラム未満	19.4			
1,081キログラム以上 1,196キログラム未満	16.7			
1,196キログラム以上 1,311キログラム未満	15.1			
1,311キログラム以上 1,421キログラム未満	13.9			
1,421キログラム以上 1,531キログラム未満	12.9			
1,531キログラム以上 1,651キログラム未満	12.1			
揮発油			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満	
		1,761キログラム以上	11.0	
揮発油又は軽油	手動式以外のもの	741キログラム未満		20.4

		741キログラム以上 856キログラム未満	19.8
		856キログラム以上 971キログラム未満	19.2
		971キログラム以上 1,081キログラム未満	18.7
		1,081キログラム以上 1,196キログラム未満	16.3
		1,196キログラム以上 1,311キログラム未満	14.7
		1,311キログラム以上 1,421キログラム未満	13.5
		1,421キログラム以上 1,531キログラム未満	12.5
		1,531キログラム以上 1,651キログラム未満	11.7
揮発油		1,651キログラム以上 1,761キログラム未満	11.1
		1,761キログラム以上 1,871キログラム未満	10.6
		1,871キログラム以上	10.2
軽油	手動式	1,651キログラム以上 1,761キログラム未満	16.8
		1,761キログラム以上 1,871キログラム未満	15.9
		1,871キログラム以上 1,991キログラム未満	15.2
		1,991キログラム以上	14.6
	手動式以外のもの	1,651キログラム以上 1,761キログラム未満	14.0
		1,761キログラム以上 1,871キログラム未満	13.7
		1,871キログラム以上	13.5

	上1,991キログラム未満	
	1,991キログラム以上2,101キログラム未満	13.3
	2,101キログラム以上	13.0

備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

#### 1-2 判断の基準の特例

- (1) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(2)の判断の基準において、ガソリン貨物自動車等平均燃費値が1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(1)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（燃料の種類が軽油のものにあつては当該値に1.1を乗じた値））を超過達成量（ガソリン貨物自動車等平均燃費値が1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（燃料の種類が軽油のものにあつては当該値に1.1を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (2) トラック等又はトラクタの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(3)又は(4)の判断の基準において、トラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値が1-1(3)又は(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(2)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるトラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（トラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値が1-1(3)又は(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるトラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(3)又は(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (3) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(5)の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であつて、国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつてはWLTCモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が「軽油」であるものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値）並びに電気自動車等（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（専ら貨物の運送の用に供する自動車（型式指定自動車（道路運送車両法第75条第1項の規

定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。)に限り、二輪のもの(側車付きのものを含む。)及び無限軌道式のもの(を除く。))であって、車両総重量3.5トン以下のものをいう。)のエネルギー消費効率(交流電力量消費率等を別添2の換算式により変換したものをいう。)を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

エネルギー消費効率(JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。)の優れた貨物自動車(1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。)の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等(貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、次の事項を表示すること。

イ 車名及び型式

ロ 原動機の型式及び総排気量

ハ 車両重量

ニ 変速装置の形式及び変速段数

ホ 燃料供給装置の形式

ヘ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

ト エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値を算定している貨物自動車にあってはエネルギー消費効率及び次に掲げる数値)

(i) 市街地モード燃費値(市街地モード(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)別添42Ⅱの別紙1の表1に規定する低速フェーズをいう。以下同じ。))で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、道路運送車両法第75条第1項の指定(以下「型式指定」という。)に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。)

(ii) 郊外モード燃費値(郊外モード(細目告示別添42Ⅱの別紙1の表2に規定する中速フェーズa又は同別紙の表4に規定する中速フェーズbをいう。以下同じ。))で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。)

(iii) 高速道路モード燃費値(高速道路モード(細目告示別添42Ⅱの別紙1の表3に規定する高速フェーズa又は同別紙の表5に規定する高速フェーズbをいう。以下同じ。))で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。)

チ 貨物自動車製造事業者等の氏名又は名称

リ 車両総重量及び最大積載量

ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク

ル 変速装置の各段ギア比(トラック等又はトラクタに係るものに限る。)

ヲ 使用する燃料の種類(レギュラーガソリン、プレミアムガソリン又は軽油の別)

### 2-2 遵守事項

(1) 2-1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁(ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁)まで表示すること。

(2) トラック等又はトラクタにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた車型並びに空車時車両重量、最大積載量、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1トに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。

(3) 展示に供する貨物自動車には、2-1イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示す

ること。この場合、2-1トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン貨物自動車にあっては、その旨を付記すること。

(4) 2-1トに掲げる事項は、次に掲げる旨を付記すること。ただし、WLT Cモード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、ロからホまでに掲げるものを除く。

イ 気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨

ロ 細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLT Cモードは市街地モード、郊外モード及び高速道路モードから構成される旨

ハ 市街地モードは信号、渋滞等の影響を受ける走行を想定したものである旨

ニ 郊外モードは信号、渋滞等の影響を比較的受けない走行を想定したものである旨

ホ 高速道路モードは高速道路等における走行を想定したものである旨

(5) (1)、(3)及び(4)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類

に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類		燃費値
1 ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	J C 08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	J C 08モード燃費値
	WLT Cモード燃費値のみを算定している貨物自動車	WLT Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
	J C 08モード燃費値及びWLT Cモード燃費値を算定している貨物自動車	J C 08モード燃費値並びにWLT Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
2 トラック等又はトラクタ		重量車モード燃費値

#### 別添1

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10 \cdot 15} = A \times (1 + B \times \Delta IW / IW_0)^{-1} \times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10 \cdot 15}$  : 換算後の10・15モード燃費値 km/l

$Fe_{JC08}$  : J C 08モード燃費実測値 km/l

$IW_0$  : 細目告示別添42に規定する J C 08モード試験法における等価慣性重量 kg

$\Delta IW$  : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改正前の細目告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量から $IW_0$ を引いた値 kg

A及びB : 以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	定数A	定数B
ガソリン貨物自動車	道路運送車両法施行規則第2条に規定する軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1.049	0.241
		手動式以外のもの		0.352
	道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1.049	0.234
		手動式以外のもの		0.288
ディーゼル貨物自動車		手動式	1.014	0.239

## 別添2

電気自動車等のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙6の別表に掲げるJC08モードにより算定する場合にあっては、「WLTCモード燃費値」を「JC08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLTCモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙6の別表に掲げるJC08モード」に読み替えるものとする。

$$F_{eEV} = 9,140/EC$$

$$F_{ePHEV} = 1/(UF(R_{cd}) \times (1/F_{ecd} + 1/(9.14 \times R_{cd}/E_i)) + (1 - UF(R_{cd}))/F_{ecs})$$

$$UF(R_{cd}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{cd}/400)^6 - 98.9 \times (R_{cd}/400)^5 + 134 \times (R_{cd}/400)^4 - 89.5 \times (R_{cd}/400)^3 + 32.5 \times (R_{cd}/400)^2 - 11.8 \times (R_{cd}/400))$$

$F_{eEV}$  : 換算後の電気自動車のWLTCモード燃費値 km/l

$EC$  : 細目告示別添42Ⅱ別紙1の各表に掲げるWLTCモードにより走行する際の交流電力量消費率であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの Wh/km

$F_{ePHEV}$  : 換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のWLTCモード燃費値 km/l

$F_{ecs}$  : 外部充電による電力を用いずに細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLTCモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

$F_{ecd}$  : 外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLTCモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

$R_{cd}$  : 外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLTCモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。） km

$E_i$  : 一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの kWh/回

$UF(R_{cd})$  : プラグインレンジに応じて算出される係数